

社会福祉法人あけぼの会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度を周知し、計画期間中における男性労働者の育児休業等取得率を30%以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 制度に関する研修の実施

目標2：令和10年度における所定外労働時間を1人当たり月4時間以下とする。

<対策>

- 令和8年1月～ 所定外労働時間の実態の把握
- 令和8年1月～ ノー残業デーを月2回設定・実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を令和10年度において1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和8年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年4月～ 業務量の偏りが解消できるように、業務整理及び人員配置の検討